

国立大学法人大分大学における教員組織の設置に伴う関係細則の整備に関する細則

平成28年12月28日制定

平成28年細則第42号

(国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則(平成16年細則第9号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第11条第1項各号列記以外の部分中「附属特別支援学校に所属する校長」を「附属特別支援学校の校長」とする。
- (2) 第14条第1項の規定中「附属学校に所属する教務主任」を「附属学校の教務主任」とする。
- (3) 第15条第1項の規定中「医学部附属病院に所属する教育職員」を「医学部附属病院の教育職員」とする。

(国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学初任給調整手当支給細則(平成16年細則第13号)第2条第1項各号列記以外の部分中「部局等に所属する職員」を「部局等の職員」に改正する。

(国立大学法人大分大学大学教員評価実施細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学大学教員評価実施細則(平成24年細則第11号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第7条第4項の規定中「当該部局等所属教員」を「当該部局等の教員」とする。
- (2) 第12条第1項第2号の規定中「当該教員が所属する部局等」を「当該教員の部局等」とする。

(国立大学法人大分大学教育学部附属学校園教員評価実施細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学教育学部附属学校園教員評価実施細則(平成24年細則第12号)第3条の規定中「当該附属学校園教員の所属する附属学校園」を「当該附属学校園教員が主担当となる附属学校園」に改正する。

(国立大学法人大分大学教員のサバティカル制度に関する細則の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学教員のサバティカル制度に関する細則(平成24年細則第27号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第7条第1項、第15条第1項、第25条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第34条第1項の規定中「所属する部局長」を「部局長」とする。
- (2) 第10条第1項の規定中「所属部局長」を「部局長」とする。

(国立大学法人大分大学受託研究取扱細則の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学受託研究取扱細則(平成16年細則第29号)別紙第4号様式の

規定中「所属」を「所属又は主担当」に改正する。

(国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則（平成21年細則第22号）別記様式の規定中「所属部局」を「部局」に改正する。

(国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則（平成21年細則第25号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第8条第1項及び第9条第2項の規定中「所属する部局長」を「部局長」とする。
- (2) 別紙様式1及び別紙様式2の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。

(国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱細則の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱細則（平成27年細則第20号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第5条第1項、第17条第3項第1号、同項第4号、第17条第4項、同条第8項、同条第9項第1号及び同項第3号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。
- (2) 第20条の規定中「所属する部局長」を「部局長」とする。

(国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則の一部改正)

第10条 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（平成27年細則第21号）第9条第2項の規定中「氏名及び所属」を「氏名及び所属又は主担当」に改正する。

(国立大学法人大分大学固定資産管理細則の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学固定資産管理細則（平成19年細則第2号）第3条第1項及び第2項の規定中「所属職員」を「所属又は主担当職員」に改正する。

(国立大学法人大分大学旦野原及び王子キャンパス交通規制実施細則の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学旦野原及び王子キャンパス交通規制実施細則（平成21年細則第16号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条の規定中「挾間キャンパスに所属する職員」を「挾間キャンパスの職員」とする。
- (2) 第5条の規定中「役職員にあっては所属部局」を「役職員にあっては所属又は主担当部局」とし、「非常勤講師にあっては、所属部局」を「非常勤講師にあっては部局」とする。

(国立大学法人大分大学職員会館使用細則の一部改正)

第 13 条 国立大学法人大分大学職員会館使用細則（平成 21 年細則 17 号）第 7 条第 2 項の規定中「所属する部局長」を「所属又は主担当部局の長」に改正する。

(国立大学法人大分大学における学長直轄管理スペース運用細則の一部改正)

第 14 条 国立大学法人大分大学における学長直轄管理スペース運用細則（平成 28 年細則第 1 号）様式第 1 号及び様式第 3 号の規定中「所属」を「所属又は主担当」に改正する。

附 則

この細則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。